

大仙市立太田南小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法 第2条」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは許されない行為であることを、児童が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む。

また、いじめから一人でも多くの児童を救うためには、児童を見守る大人一人一人が「いじめほどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、児童との信頼関係に基づいて、それぞれの役割と責任を果たしていく。

2 未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

○Hyper-QU 検査を年2回実施し、その結果から学級内での児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

○道徳の時間等を活用してソーシャルスキルトレーニングを実施し、基本的な生活習慣や学級内の人間関係の改善に努める。

(2) 分かる授業の構築

○教科担任制やコース別学習等の少人数指導を取り入れ、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(3) 道徳教育の充実

○道徳の時間を全学年木曜日の2校時に設定し、道徳の授業を通して、児童の自己肯定感や自己有用感を高める。

○道徳性検査ヒューマンⅢを実施し、児童の道徳性を把握するとともに、その結果から道徳性が不足している内容を洗い出し、重点的に指導する。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

○「秋田わか杉っ子いじめゼロに向けた五か条」を教材として取り上げ、教室に掲示する。

(4) 相談体制の整備

○Hyper-QU 検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。

○「生活アンケート」を年2回実施し、それをもとに学級担任が教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

○スクールカウンセラーやフレッシュカウンセラーを活用し、教育相談の充実に努める。

(5) 縦割り班活動の実施

○清掃や集会活動、学校行事等で縦割り班活動を行い、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○全校児童のインターネットや携帯電話に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童への情報モラル教育を行い、問題行動に対しては迅速に対応する。

○SNSやメールの危険性については、学級等で随時指導する。

○なりすましメールについては、関係児童から直接事実確認を行う。

○掲示板への書き込みによる誹謗中傷については、管理者に削除を要請する。

○チェーンメールは、転送しないように指導する。

(7) 保護者への啓蒙

○学校報「あかまつ」や学年通信で学校の方針や具体的な取組を知らせて協力を仰ぐとともに、情報モラル教室を開催して啓蒙に努める。

(8) 学校相互間の連携協力体制の整備

○太田中学校やみなみ幼稚園等と情報交換を行うとともに、「太田地域学警連」での情報をもとに実態把握や指導を行う。

3 早期発見のための取組

(1) 教職員の意識と情報共有

○遊びや悪ふざけなどささいな兆候も軽視しないという意識をもち、児童の様子について積極的な情報交換を行い、教職員全体で情報を共有する。

(2) アンケートの実施

○年2回実施する「生活アンケート」中にいじめに関する項目を入れて実態を把握するとともに、いじめの兆候が見られた場合は、緊急アンケートを実施して事実を確認する。

(3) 教育相談の実施

○学級担任による年2回の教育相談ほかに、気になる事象がある場合には、随時学級担任が教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。また、いじめの兆候がある場合には、生徒指導主事や養護教諭等による教育相談も行う。

○必要に応じてスクールカウンセラーやフレッシュカウンセラーとの教育相談を行う。

(4) 家庭・地域との連携

○連絡帳や電話等で保護者からの相談が寄せられた場合は、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

4 いじめに対する措置

(1) 初期対応

○毎日の欠席状況を養護教諭が把握し、管理職に報告する。

○欠席1日目は、学級担任が電話で児童の欠席理由等の状況を確認する。2日目は、学級担任が家庭訪問し、児童の様子について保護者と情報交換する。3日連続して欠席した場合は、その状況を校内で共通理解し、いじめが疑われる場合は対策を協議する。

○いじめの報告を受けた場合は速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

○いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

(2) 児童への指導

○いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童に対する支援と、いじめを行った児童への助言を継続的に行う。

○いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

○いじめを見ていた児童及び学級やスポーツ少年団などの集団へは、いじめを傍観せず、やめさせたり、大人に報告したりするなどの行動をとるように指導する。

(3) 保護者への対応

○事実に係る情報を関係保護者と共有するため面談を実施する。

○再発防止のため、いじめを受けた児童の保護者に対する支援と、いじめを行った児童の保護者への助言を継続的に行う。

(4) 関係機関との連携

○犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

○関係児童や保護者への支援、指導及び助言は、心理、福祉等に関する専門知識を有する者の協力を得ながら、教育的な配慮に基づいて継続的に行う。

(5) 重大事態への対処

○いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、及びいじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合は、市教育委員会に報告し、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 生徒指導委員会

(1) 生徒指導委員会

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、を構成メンバーとして、生徒指導委員会を設置し、いじめ防止策等について協議する。
- いじめ事案が疑われる場合は、関係児童の学級担任と必要に応じて市のフレッシュカウンセラー等を加えて委員会を開催し、対応を協議する。
- 協議した内容については、全職員で共通理解を図り、同一歩調で指導にあたる。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

- 毎月の職員会議で、配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換し、共通理解を図る。

6 年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討〔生徒指導委員会〕 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換〔職員会議〕	○学級開き・学級ルールづくり〔学級活動〕 ○行事を通じた人間関係作り〔運動会〕	○いじめ対策についての説明啓発〔PTA総会・学年P〕
5月	○Hyper-QU 検査① ○児童を語る会〔生徒指導研修〕 ○はぐくみカルテ整理	○いじめアンケート	
6月	○太田町学校警察連絡協議会① ○児童に関する情報交換〔職員会議〕 ○ヒューマンⅢ検査	○行事を通じた人間関係作り〔宿泊学習〕	
7月	○Hyper-QU 検査①の結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○児童に関する情報交換〔職員会議〕	○行事を通じた人間関係作り〔修学旅行〕 ○いじめアンケート ○個人面談	○保護者との情報交換〔学年P〕 ○保護者との情報交換〔個別懇談〕
8月	○生徒指導に関する研修〔職員研修〕		
9月	○Hyper-QU 検査② ○児童に関する情報交換〔職員会議〕	○いじめアンケート	
10月	○Hyper-QU 検査②の結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○インターネット状況調査 ○児童に関する情報交換〔職員会議〕	○行事を通じた人間関係作り〔なべっこ〕	
11月	○太田町学校警察連絡協議会② ○児童に関する情報交換〔職員会議〕	○いじめアンケート	
12月	○構成的エンカウンターの計画的な実施 ○学校評価の実施 ○児童に関する情報交換〔職員会議〕	○個人面談	○情報モラル教室 ○保護者との情報交換〔学年P〕 ○保護者との情報交換〔個別懇談〕 ○学校評価の実施
1月	○児童に関する情報交換〔職員会議〕	○いじめアンケート	
2月	○児童を語る会〔生徒指導研修〕	○行事を通じた人間関係作り〔雪遊び集会〕	○保護者との情報交換〔学年P〕
3月	○はぐくみカルテ整理	○行事を通じた人間関係作り〔6年生をたたえる会〕	